

従業員の市民税・県民税・森林環境税は給与天引き特別徴収で

給与支払者

(事業主)は、給与所得者(従業員)の市民税・県民税、森林環境税を給与から天引きして納付することが法律で義務付けられています。パート・アルバイトや非常勤職員も特別徴収が必要です。



まだ特別徴収を行っていない事業主は、令和8年度の特例徴収の準備をしてください。手続き方法の詳細は、市ホームページをご覧ください。

令和8年度 償却資産(固定資産税)の申告

025・520・5650



固定資産税の課税対象となる償却資産を所有する法人や個人事業主は、令和8年1月1日現在の状況を期限までに申告してください。

市内で事業に使用している資産(使用可能な資産も含む)※土地や家屋として評価されている資産や、軽自動車税、

お知らせ

自動車税の対象となる資産は除く

申令和8年2月2日(月)までに電子申告(eLTAx)または税務課、各総合事務所、南・北出張所へ書面で申告 ※電子申告の利用は事前に届け出が必要です。詳しくはeLTAxのホームページをご覧ください

固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者に課税されます。

025・520・565

建物を取り壊したら届き出を

固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者に課税されます。



住宅や車庫などの建物を取り壊したとき(一部分の取り壊しを含む)は、現況確認が必要で、必ず「家屋滅失届出書」を提出してください。届け出がないと、建物があるものとして、引き続き課税される場合があります。

届出書は、問い合わせ先にあるほか、市ホームページか

もよおし・講座

らダウンロードできます。また、電子申請システムからいつでも申請できます。

025・520・565

市内の空間線量率観測結果 10月も通常の範囲内でした

毎日午前9時に、上越地域消防事務組合管内の各消防署において、地上1メートルで測定した値(月間の平均値、最小値、最大値)は、いずれも通常の値である毎時0.016~0.16マイクロシーベルトの範囲内でした。



環境政策課(025・520・5690)

地盤沈下を防ぐために地下水の節水にご協力ください

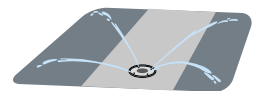
降雪のため地下水を多くくみ上げると、地盤が沈下し、住宅などに大きな被害が発生する恐れがあります。この夏は渇水対策として地下水を利用したことから、地下水位の一时的な低下が確認されました。消費パイプの水を小まめに止め、人力や機械による除雪を行うなど、地下水の節水にご協力ください。



環境政策課(025・520・5690)

安全運転支援装置補助金

高齢者安全運転支援装置設置補助金



安全運転支援機能を有するドライブレコーダーまたは後付けの急発進抑制装置の新たな購入・取り付け経費の一部を補助します(購入・設置前に事前申請)。自身の運転に不安のある人は、設置を検討してください。



また、市では地盤沈下の進行を抑制するため、揚水設備の設置を規制しています。届け出などが必要な地域で揚水設備を設置・変更する場合は、着工前に市、または施工業者に問い合わせてください。

●揚水設備設置者の皆さんへ 節水型の自動降雪感知器の設置、くみ上げた地下水の再利用、機械除雪の併用に努めてください。

○地盤沈下の恐れがあるとき、県は地盤沈下注意報や警報を発令します。地下水の1層の節水(警報発令時は使用量の半減)にご協力ください。現在の地下水位は、市ホームページで確認できます。

環境政策課(025・520・5690)



環境政策課(025・520・5690)

安全運転支援装置補助金

令和8年1月30日(消印有効)まで※予算額に達し次第終了 市内に住所を有する65歳以上の人(令和8年3月31日までに65歳になる人を含む)で、市税を滞納していない人 補助金の額 補助対象経費の2分の1(上限2万円※百円未満切り捨て) 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、市民安全課(025・520・5661)または各総合事務所へ持参もしくは郵送。申請書の様式は、申請先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます



無料相談

募集